



送付枚数：2枚

職員の失職について

令和2年11月30日

地方公務員法第28条第4項に基づき、令和2年8月29日に逮捕された職員の有罪が確定したことから、当該職員を失職としました。

詳細及び麻生川敦教育長コメントについては別紙のとおりです。

《問い合わせ》

多賀城市教育委員会事務局 教育総務課

☎022-368-1141 内線513 菊地

- 1 失職の原因となった事件、事故等の発生年月日
令和2年8月23日
- 2 失職した職員の所属、職名及び年齢
教育委員会部局 技能主事 53歳
- 3 失職の原因となった事件、事故等の概要
令和2年8月23日午後11時頃、本市職員を電話で脅し、その翌日に2万円を脅し取ったもの
- 4 失職の年月日
令和2年11月27日
- 5 管理監督職員の処分
当該事件に関連し、管理監督責任で、上司の課長級職員を文書厳重注意処分、次長級職員2名をそれぞれ文書注意処分、口頭注意処分、部長級職員を口頭注意処分とした。
- 6 麻生川敦教育長コメント
本市教育委員会職員が恐喝行為により有罪判決を受けました。今般の事件は、全体の奉仕者としてあるまじき行為によるものであり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。
市民の皆様からの信頼回復に向けて、職員への指導監督の徹底に、全力を挙げて取り組んでまいります。